



令和7年度 北海道大学法科大学院 アドヴァンスト・セミナー

相続法を考える——日本相続法の展開と課題

平成30年改正相続法の施行から6年。配偶者居住権、遺留分侵害額請求権や特別寄与料請求権などの新制度が定着する一方で、運用上の課題もみえてきました。

本セミナーでは、長年にわたり親族法・相続法の研究を牽引し、平成30年改正にも法制審議会民法（相続関係）部会委員として関与された水野紀子氏をお招きし、現行相続法の解説に加え、日本相続法が抱える課題とその背景を分析していただきます。

相続実務に携わる弁護士・司法書士・行政書士や法務関係者の皆さまにとって、実務と理論をつなぐ貴重な機会です。ぜひご参加ください。

〔対象〕 弁護士・司法書士・行政書士などの法律実務家、法務関係者、
本学法科大学院修了者、在学生

〔日時〕 9月7日（日）11：00～16：05（昼休み12：10～13：30）

〔会場〕 北海道大学 人文・社会科学総合教育研究棟 W203 教室

〔受講料〕 無料

〔申込〕 9月3日（水）までに、QRコード、または
<https://x.gd/i57vk> よりお申し込みください。



〔講師〕 **水野 紀子 氏**（白鷗大学法学部教授、東北大学名誉教授）

〔プログラム〕

■第1部（11：00～12：10） 「日本相続法の形成」

■第2部（13：30～14：40） 「日本相続法の課題」

■第3部（14：55～16：05） 「平成30年相続法改正」

※一部のみでもご受講いただけます。

★講師紹介★ 東京大学法学部卒業。東京大学法学部助手、名古屋大学法学部助教授・教授、東北大学法学部・大学院法学研究科教授を経て現在、白鷗大学法学部教授、東北大学名誉教授。法制審議会各種部会の幹事・委員として、親族・相続法に関する数々の改正に関与。編著書として、『家族への公的関与』、『相続法の立法的課題』等多数。

〔主催〕 北海道大学法科大学院 法学研究科附属高等法政教育研究センター

〔お問い合わせ先〕 ls_hisho@juris.hokudai.ac.jp

■北海道大学法科大学院アドヴァンスト・セミナーでは、幅広い法分野における最先端の実務に対応するための高度なカリキュラムを提供しています。